

IV 岡山大学大学院教育学研究科規程

平成16年4月1日

岡大院教規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）に基づき、岡山大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科の修士課程は、教育の理論及び応用を教授研究し、教育に関する高度の専門性を有する人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学校教育学専攻は、教育を構成する社会・文化的要因及び心理的要因について教育学、心理学をはじめとする関連諸科学の研究成果を基盤に、教育理論に強い教員ならびに学校教育に関する研究者を養成する。

二 発達支援学専攻は、幼児・児童・生徒の発達課題や健康課題と支援法に関する教育研究を行い、理論と実践的視野を兼ね備えた教員及び研究者を養成する。

三 教科教育学専攻は、教科目的・内容と教材化、指導方法、評価の側面から各教科教育のあり方を総合的かつ実践的に教育研究し、教科教育に強い教員ならびに教育を通して成果を社会に還元できる研究者を養成する。

四 教育臨床心理学専攻は、教育臨床心理学の視座から、人間の心と行動の問題等に実践的にアプローチできる、教育臨床領域に特に強い臨床心理士ならびに教員を養成する。

3 研究科の専門職学位課程は、学校教育に関する理論と実践を教授研究し、教育現場の課題について、理論との架橋・往還・融合を通して高度にマネジメントし遂行できる総合的・実践的な力量（高度教育実践力）を備えた高度専門職業人としての教員を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(副研究科長)

第4条の2 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第4条の3 研究科に、岡山大学大学院教育学研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(施設)

第5条 研究科に、心理教育相談室を置く。

2 心理教育相談室に関し、必要な事項は、別に定める。

(専攻)

第6条 研究科の修士課程に次の専攻を置く。

学校教育学専攻

発達支援学専攻

教科教育学専攻

教育臨床心理学専攻

2 研究科の専門職学位課程に教職実践専攻を置く。

(コース)

第6条の2 発達支援学専攻に次のコースを置く。

幼児教育コース

特別支援教育コース

養護教育コース

2 教科教育学専攻に次のコースを置く。

国語教育コース

社会科教育コース

数学教育コース

理科教育コース

音楽教育コース

美術教育コース

保健体育コース

技術教育コース

家政教育コース

英語教育コース

(授業科目及び研究指導)

第7条 研究科の授業科目及びその単位数は別表1に掲げるとおりとする。

2 研究科における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）については、別に定めるところによる。

(指導教員)

第8条 研究科の修士課程は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 研究科の専門職学位課程は、授業科目の履修の指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

3 指導教員は、研究科担当の専任の教授とする。ただし、必要があるときは、教授会が認めた研究科担当の専任の准教授とすることができる。

(教育方法)

第9条 研究科の修士課程における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 研究科の専門職学位課程における教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第10条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項については、別に定める。

(授業の方法)

第10条の2 授業は講義、演習、実験又は実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科の専門職学位課程においては、前項のほか事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適当な方法により授業を行うものとする。

(履修方法)

第11条 研究科の修士課程の学生は、別表1に掲げる授業科目のうちから指導教員の指示を受けて、別表2に定める単位数を履修し、かつ、研究指導を受けなければならない。ただし、大学院設置基準第14条を適用する現職教員については、共通基礎科目、専門基礎科目及び専門科目の科目区分にかかわらず28単位を履修することとする。

2 研究科の専門職学位課程の学生は、別表1に掲げる授業科目のうちから指導教員の指示を受けて、別表2に定める単位数を履修しなければならない。

3 学生は、履修しようとする授業科目につき、所定の履修届を指定した期間内に、研究科長に提出しなければならない。

4 前項の期限内に履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合に限り、履修を認めることがある。

5 学生は、指導教員の承認を得て、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修することができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修)

第11条の2 他の大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学との協議が成立した者について許可する。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により研究科の専門職学位課程の学生が修得した単位は、23単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(他大学の大学院等の研究指導)

第11条の3 研究科において教育研究上有益と認めるときは、修士課程の学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、教授会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることがある。

2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第13条 授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(単位修得の認定)

第14条 各授業科目の単位の認定は、試験、研究報告又は平素の成績等により、担当教員が行うものとする。

2 本学大学院の他の研究科又は他大学の大学院で修得した単位の認定は、当該大学院等の発行した単位修得証明書により教授会において行うものとする。

(入学前の既修得単位)

第15条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院又は外国の大学院（外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、転学等の場合を除き、10単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

2 前項の規定によりみなすことのできる単位数は、第11条の2第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 前項の規定は、岡山大学（日本国）と東北師範大学（中国）とのO-NECUSプログラム協定の双方向学位制度による学生には適用しない。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科の専門職学位課程においては、当該単位を第11条の2第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて23単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

(追試験)

第16条 病気その他やむを得ない事情により、正規の試験を受けることができなかった者については追試験を行うことができる。

(成績評価基準の明示等)

第17条 研究科の修士課程は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科の修士課程は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

第17条の2 研究科の専門職学位課程は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科の専門職学位課程は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(指導教員の変更)

第18条 指導教員の変更は認めない。ただし、特別の事情がある者に限り、教授会の議を経て許可することがある。

(修了要件)

第18条の2 学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻の修了要件は、2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 教職実践専攻の修了要件は、2年以上在学し、46単位以上を修得することとする。

3 研究科において教育上有益と認めるときは、教職実践専攻において、研究科に入学する前の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員とし

ての実務の経験を有する者について10単位を超えない範囲で、別表2の学校における実習科目により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。ただし、免除することができる単位数は、第11条の2第3項及び第15条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて23単位を超えないものとする。

(学位論文の提出)

第19条 学位論文を提出しようとする者は、1年以上在学し、15単位以上を修得していなければならない。

(学位論文及び最終試験)

第20条 最終試験は、第11条第1項に定めた単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 学位論文の提出及び最終試験の期日は、あらかじめ指示する。

(学位)

第20条の2 学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、教育学とする。

第20条の3 教職実践専攻を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

(科目等履修生)

第21条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第22条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院の学生で研究科の授業科目の履修を志願する者は、所定の願書を添え、当該大学の大学院を経て、研究科長に願い出なければならない。

(研究生)

第23条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教授会において選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 前項により入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

(特別研究学生)

第23条の2 他大学(外国の大学院を含む。)の大学院等の学生で、研究科の特別研究学生として研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、許可することがある。

2 前項により入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

(教育職員免許状)

第24条 研究科において、免許状授与の所要資格を得ることができる免許状の種類は、別表3に掲げるとおりとする。

2 前項の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、研究科に関する必要な事項は、教授会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学教育学研究科規程等を廃止する規程（平成16年岡大院教規程第1号）により廃止される岡山大学教育学研究科規程（昭和55年岡山大学教育学研究科規程第1号）の例による。

省 略

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 平成20年度及び平成21年度の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程第11条の2第3項、第15条第4項、第18条の2第2項、第3項及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表 1 授業科目
(1) 学校教育学専攻

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	学校教育研究特論Ⅰ（基礎理論）	2
	学校教育研究特論Ⅱ（教育学方法論）	2
	学校教育研究特論Ⅱ（教育心理学方法論）	2
	学校教育研究特論Ⅲ（教育学）	2
	学校教育研究特論Ⅲ（教育心理学）	2
	学校教育研究特論Ⅳ（実践研究）	2
専門科目	教育哲学特論Ⅰ	2
	教育哲学特論Ⅱ	2
	教育哲学特論演習	2
	日本教育史特論Ⅰ	2
	日本教育史特論Ⅱ	2
	日本教育史特論演習	2
	西洋教育史特論Ⅰ	2
	西洋教育史特論Ⅱ	2
	西洋教育史特論演習	2
	国際理解教育特論Ⅰ	2
	国際理解教育特論Ⅱ	2
	国際理解教育特論演習	2
	学習心理学特論Ⅰ	2
	学習心理学特論Ⅱ	2
	学習心理学特論演習	2
	教育臨床心理学特論	2
	生徒指導特論	2
	生徒指導特論演習	2
	教育評価法特論Ⅰ	2
	教育評価法特論Ⅱ	2
	教育評価法特論演習	2
	児童心理学特論Ⅰ	2
	児童心理学特論Ⅱ	2
	児童心理学特論演習	2
	青年心理学特論Ⅰ	2
	青年心理学特論Ⅱ	2
	青年心理学特論演習	2
	進路指導特論	2
	行動分析特論	2
	認知行動療法特論	2
	教育制度特論Ⅰ	2
	教育制度特論Ⅱ	2
	教育制度特論演習	2
	教育制度特論Ⅲ	2
	教育制度特論Ⅳ	2
	社会教育学特論Ⅰ	2
	社会教育学特論Ⅱ	2
	社会教育学特論演習	2
	教育社会学特論Ⅰ	2
	教育社会学特論Ⅱ	2
	教育社会学特論演習	2
	教育方法学特論Ⅰ	2
	教育方法学特論Ⅱ	2
	教育方法学特論演習	2
	授業実践研究特論	2

科目区分	授 業 科 目	単位
専門科目	授業実践研究特論演習	2
	道德教育特論	2
課題研究		4

(2) 発達支援学専攻
ア 幼児教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	発達支援研究特論Ⅰ（発達基礎科学）	2
	発達支援研究特論Ⅱ（発達支援の方法論）	2
	発達支援研究特論Ⅲ（幼児教育学）	2
	発達支援研究特論Ⅳ（保育内容学）	2
	発達支援研究特論Ⅴ（幼児教育実践研究）	2
専門科目	保育内容特論（音楽表現）	2
	保育内容特論演習（音楽表現）	2
	保育内容特論（造形表現）	2
	保育内容特論演習（造形表現）	2
	保育内容特論（健康）	2
	保育内容特論演習（健康）	2
	保育内容特論（人間関係）	2
	保育内容特論演習（人間関係）	2
	幼児教育学特論	2
	幼児教育学特論演習	2
	幼児心理学特論	2
	幼児心理学特論演習	2
課題研究		4

イ 特別支援教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	発達支援研究特論Ⅰ（発達基礎科学） 発達支援研究特論Ⅱ（発達支援の方法論） 発達支援研究特論Ⅲ（特別支援教育学） 発達支援研究特論Ⅳ（特別支援実践学） 発達支援研究特論Ⅴ（特別支援教育実践研究）	2 2 2 2 2
専門科目	特別支援教育学演習 特別支援実践学演習 特別支援実践研究方法特論 特別支援授業論特論 特別支援心理学特論 特別支援心理学演習 特別支援病理学特論 特別支援病理学演習 特別支援教育臨床特論 特別支援教育総合演習 発達支援研究特論Ⅵ（特別支援教育実践研究）	2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 2
課題研究		4

ウ 養護教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	発達支援研究特論Ⅰ（発達基礎科学）	2
	発達支援研究特論Ⅱ（発達支援の方法論）	2
	発達支援研究特論Ⅲ（養護実践学）	2
	発達支援研究特論Ⅳ（学校保健医科学）	2
	発達支援研究特論Ⅴ（養護教育実践研究）	2
専門科目	養護実践学特論（養護教諭論）	2
	養護実践学特論演習（養護教諭論）	2
	養護実践学特論（養護実践論）	2
	養護実践学特論演習（養護実践論）	2
	養護実践学特論（学校保健学）	2
	養護実践学特論演習（学校保健学）	2
	養護実践学特論（保健教育）	2
	養護実践学特論演習（保健教育）	2
	学校保健医科学特論（健康科学）	2
	学校保健医科学特論演習（健康科学）	2
	学校保健医科学特論（環境と健康）	2
	学校保健医科学特論演習（環境と健康）	2
	学校保健医科学特論（小児保健）	2
	学校保健医科学特論演習（小児保健）	2
	学校保健医科学特論（学校看護学）	2
	学校保健医科学特論演習（学校看護学）	2
課題研究		4

(3) 教科教育学専攻
ア 国語教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論Ⅰ（基礎理論） 教育研究特論Ⅱ（国語） 教育研究特論Ⅲ（国語） 教育研究特論Ⅳ（国語） 教育研究特論Ⅴ（国語）	2 2 2 2 2
専門科目	国語科教育学研究Ⅰ 国語科教育学研究Ⅱ 国語科教育学研究Ⅲ 国語科教育学研究Ⅳ 教科内容特論Ⅰ（国語学） 教科内容特論Ⅱ（国語学） 教科内容特論Ⅲ（国語学） 教科内容特論Ⅳ（国語学） 教科内容特論Ⅰ（近代文学） 教科内容特論Ⅱ（近代文学） 教科内容特論Ⅰ（古典文学） 教科内容特論Ⅱ（古典文学） 教科内容特論Ⅰ（漢文学） 教科内容特論Ⅱ（漢文学） 教科内容特論Ⅰ（書写・書道） 教科内容特論Ⅱ（書写・書道）	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
課題研究		4

イ 社会科教育コース

[illegible]

ウ 数学教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論Ⅰ（基礎理論）	2
	教育研究特論Ⅱ（数学）	2
	教育研究特論Ⅲ（数学）	2
	教育研究特論Ⅳ（数学）	2
	教育研究特論Ⅴ（数学）	2
専門科目	数学科教育学研究Ⅰ	2
	数学科教育学研究Ⅱ	2
	数学科教育学研究Ⅲ	2
	教科内容特論Ⅰ（代数学）	2
	教科内容特論Ⅱ（代数学）	2
	教科内容特論Ⅲ（代数学）	2
	教科内容特論Ⅳ（代数学）	2
	教科内容特論Ⅰ（幾何学）	2
	教科内容特論Ⅱ（幾何学）	2
	教科内容特論Ⅰ（解析学）	2
	教科内容特論Ⅱ（解析学）	2
	教科内容特論Ⅲ（解析学）	2
	教科内容特論Ⅳ（解析学）	2
	数学特別演習A	2
	数学特別演習B	2
	数学特別演習C	2
	数学特別演習D	2
	数学特別演習E	2
課題研究		4

エ 理科教育コース

[illegible]

オ 音楽教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論Ⅰ（基礎理論）	2
	教育研究特論Ⅱ（音楽）	2
	教育研究特論Ⅲ（音楽）	2
	教育研究特論Ⅳ（音楽）	2
	教育研究特論Ⅴ（音楽）	2
専門科目	音楽科教育学研究Ⅰ	2
	音楽科教育学研究Ⅱ	2
	音楽科教育学研究Ⅲ	2
	音楽科教育学研究Ⅳ	2
	教科内容特論Ⅰ（声楽）	2
	教科内容特論Ⅱ（声楽）	2
	教科内容特論Ⅰ（器楽）	2
	教科内容特論Ⅱ（器楽）	2
	教科内容特論Ⅲ（器楽）	2
	教科内容特論Ⅳ（器楽）	2
	教科内容特論Ⅰ（音楽学）	2
	教科内容特論Ⅱ（音楽学）	2
	教科内容特論Ⅰ（作曲法）	2
	教科内容特論Ⅱ（作曲法）	2
課題研究		4

カ 美術教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論Ⅰ（基礎理論）	2
	教育研究特論Ⅱ（美術）	2
	教育研究特論Ⅲ（美術）	2
	教育研究特論Ⅳ（美術）	2
	教育研究特論Ⅴ（美術）	2
専門科目	美術科教育学研究Ⅰ	2
	美術科教育学研究Ⅱ	2
	美術科教育学研究Ⅲ	2
	美術科教育学研究Ⅳ	2
	教科内容特論Ⅰ（絵画）	2
	教科内容特論Ⅱ（絵画）	2
	教科内容特論Ⅰ（彫刻）	2
	教科内容特論Ⅱ（彫刻）	2
	教科内容特論Ⅲ（彫刻）	2
	教科内容特論Ⅳ（彫刻）	2
	教科内容特論Ⅰ（デザイン）	2
	教科内容特論Ⅱ（デザイン）	2
	教科内容特論Ⅰ（工芸）	2
	教科内容特論Ⅱ（工芸）	2
	教科内容特論演習（工芸）	2
	教科内容特論（美術理論・美術史）	2
課題研究		4

キ 保健体育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論Ⅰ（基礎理論） 教育研究特論Ⅱ（保健体育） 教育研究特論Ⅲ（保健体育） 教育研究特論Ⅳ（保健体育） 教育研究特論Ⅴ（保健体育）	2 2 2 2 2
専門科目	保健体育科教育学研究Ⅰ 保健体育科教育学研究Ⅱ 教科内容特論Ⅰ（体育学） 教科内容特論Ⅰ演習（体育学） 教科内容特論Ⅱ（体育学） 教科内容特論Ⅱ演習（体育学） 教科内容特論Ⅰ（運動学） 教科内容特論Ⅰ演習（運動学） 教科内容特論Ⅱ（運動学） 教科内容特論Ⅱ演習（運動学） 教科内容特論Ⅲ（運動学） 教科内容特論Ⅲ演習（運動学） 教科内容特論Ⅳ（運動学） 教科内容特論Ⅳ演習（運動学） 教科内容特論Ⅰ（学校保健学） 教科内容特論Ⅰ演習（学校保健学） 教科内容特論Ⅱ（学校保健学） 教科内容特論Ⅱ演習（学校保健学）	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
課題研究		4

ク 技術教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論Ⅰ（基礎理論）	2
	教育研究特論Ⅱ（技術）	2
	教育研究特論Ⅲ（技術）	2
	教育研究特論Ⅳ（技術）	2
	教育研究特論Ⅴ（技術）	2
専門科目	技術科教育学研究Ⅰ	2
	技術科教育学研究Ⅱ	2
	技術科教育学研究Ⅲ	2
	技術科教育学研究Ⅳ	2
	教科内容特論Ⅰ（機械）	2
	教科内容特論Ⅱ（機械）	2
	教科内容特論Ⅰ（電気）	2
	教科内容特論Ⅱ（電気）	2
	教科内容特論Ⅰ（情報）	2
	教科内容特論Ⅱ（情報）	2
	教科内容特論Ⅰ（電気・情報）	2
	教科内容特論Ⅱ（電気・情報）	2
課題研究		4

ケ 家政教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論Ⅰ（基礎理論） 教育研究特論Ⅱ（家庭） 教育研究特論Ⅲ（家庭） 教育研究特論Ⅳ（家庭） 教育研究特論Ⅴ（家庭）	2 2 2 2 2
専門科目	家庭科教育学研究Ⅰ 家庭科教育学研究Ⅱ 教科内容特論Ⅰ（家庭経営学） 教科内容特論Ⅱ（家庭経営学） 教科内容特論Ⅰ（家族関係学） 教科内容特論Ⅱ（家族関係学） 教科内容特論Ⅰ（食物科学） 教科内容特論Ⅱ（食物科学） 教科内容特論Ⅲ（食物科学） 教科内容特論Ⅳ（食物科学） 教科内容特論実験（食物科学） 教科内容特論Ⅰ（被服科学） 教科内容特論Ⅱ（被服科学） 教科内容特論実験（被服科学） 教科内容特論Ⅰ（住居学） 教科内容特論Ⅱ（住居学）	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
課題研究		4

コ 英語教育コース

科目区分	授 業 科 目	単位
共通基礎科目	学校教育の理念と今日的課題	2
専門基礎科目	教育研究特論Ⅰ（基礎理論）	2
	教育研究特論Ⅱ（英語）	2
	教育研究特論Ⅲ（英語）	2
	教育研究特論Ⅳ（英語）	2
	教育研究特論Ⅴ（英語）	2
専門科目	英語科教育学研究Ⅰ	2
	英語科教育学研究Ⅱ	2
	教科内容特論Ⅰ（英語学）	2
	教科内容特論Ⅱ（英語学）	2
	教科内容特論Ⅲ（英語学）	2
	教科内容特論Ⅳ（英語学）	2
	教科内容特論Ⅰ（英米文学）	2
	教科内容特論Ⅱ（英米文学）	2
	教科内容特論Ⅲ（英米文学）	2
	教科内容特論Ⅳ（英米文学）	2
	教科内容特論Ⅰ（英語コミュニケーション）	2
	教科内容特論Ⅱ（英語コミュニケーション）	2
課題研究		4

(4) 教育臨床心理学専攻

[illegible]

(5) 教職実践専攻

科目区分	授 業 科 目	単位
共通科目	教育課程編成の実践と課題	2
	特色ある教育課程の実践と課題	2
	学習指導の実践と課題	2
	授業の指導計画と教材開発	2
	生徒指導と学校カウンセリングの実践と課題	2
	特別支援教育の実践と課題	2
	学級・学年・学校経営の実践と課題	2
	学校保健・学校安全とリスクマネジメント	2
	学校教育の役割と教師の職能成長	2
	学校とコミュニティ	2
	教育実践研究の方法	2
選択科目	授業分析技術とその応用	2
	学習意欲を高める学習指導	2
	教材開発と授業デザイン	2
	授業実践におけるプレゼンテーション力	2
	特別支援教育における授業づくり	2
	子ども分析と学級経営	2
	特別活動とキャリア教育の実践	2
	生徒指導と子どもの健康課題	2
	校外体験活動の実践研究	2
	教育相談の技術と実践	2
	問題行動にかかわるアセスメントと支援プログラムの開発	2
	スクールリーダーと組織開発	2
	学校経営戦略と評価	2
	校内研修のマネジメント	2
	教師の職能成長とコーチング	2
	教育法規実践研究	2
	学校危機管理の方法論	2
	道徳教育実践研究	2
	教育実践研究Ⅰ（課題発見）	2
	教育実践研究Ⅱ（課題解決）	2
	教育実践研究Ⅲ（課題探究）	4
	教育実践研究Ⅰ（課題分析）	2
	教育実践研究Ⅱ（課題提案）	2
	教育実践研究Ⅲ（課題検証）	4
学校における実習科目	課題発見実習	3
	課題解決実習	5
	インターンシップ実習	2
	課題分析実習	2
	シャドウイング実習	2

別表 2 履修基準単位数

(1)－1 修士課程

科目区分 専攻	共通基礎科目	専門基礎科目	専門科目	課題研究	計
学校教育学専攻	2	8	18	4	32
発達支援学専攻	2	10	16	4	32
教科教育学専攻	2	10	16	4	32
教育臨床心理学専攻	2	10	16	4	32

(1)－2 修士課程（大学院設置基準第14条を適用する現職教員）

科目区分 専攻	共通基礎科目	専門基礎科目	専門科目	課題研究	計
全 専 攻	28			4	32

(2) 専門職学位課程

科目区分 専攻	共通科目	選択科目	学校における 実習科目	計
教職実践専攻	22	14	10	46

別表 3 教育職員免許状の種類

専攻	免許状の種類	免許教科等
学校教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，書道，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，英語
	養護教諭専修免許状	
発達支援学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	保健
	高等学校教諭専修免許状	保健
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者，肢体不自由者，病弱者
	養護教諭専修免許状	
教科教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，家庭，英語
教育臨床心理学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，書道，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，英語
	養護教諭専修免許状	
教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，書道，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，英語
	養護教諭専修免許状	